

## 7. 廃棄物

### (1) 産業廃棄物の分類

	種類	適 用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業	に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業	に係る木くず	有
	9 織 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）	に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物		
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏ボード等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等		
	17 家畜のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	18 家畜の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが封入された又は付着した廃プラスチック類若しくは金属くず	
	廃 石 綿 等	建築物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等		
	有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの		

(注) 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは法の対象とならない。

- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ③ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ④ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ⑤ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (12・13年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	
産業廃棄物	燃 え 殻	9,520	4,403	223	9,001	9,743	13,404
	汚 泥	697,705	455,169	1,719,009	1,671,596	2,416,714	2,126,765
	うち建設汚泥	481,915	307,108	1,600,431	1,318,556	2,082,346	1,625,664
	廃 油	8,472	24,385	10,206	77,517	18,678	101,902
	廃 酸	12,787	390	18,972	83	31,759	473
	廃 アルカリ	64	2,294	71	3,452	135	5,746
	廃プラスチック類	118,010	144,430	73,277	42,853	191,287	187,284
	紙 く ず	35,108	50,832	21,720	17,379	56,828	68,211
	木 く ず	87,977	55,822	61,913	86,820	149,890	142,642
	織 維 く ず	903	364	408	1,027	1,311	1,391
	動植物残渣	24,863	12,224	14,821	3,819	39,684	16,043
	が れ き 類	2,656,837	2,236,257	506,228	299,640	3,163,065	2,535,897
	金 属 く ず	507,809	79,701	21,531	55,408	529,340	135,109
	ガラス・陶磁器くず	108,343	101,878	56,047	49,502	164,390	151,380
	鋳 さ い	202,873	72	2,219	13,966	205,092	14,038
	ゴ ム く ず	719	0	20	0	739	0
	ば い じ ん	2,931	368	0	834	2,931	1,202
小 計	4,474,921	3,168,587	2,506,665	2,332,899	6,981,586	5,501,486	
特別管理産業廃棄物	廃 油	0	1,695	0	6,886	0	8,581
	廃 酸	14	13,851	65	22,164	79	36,015
	廃 アルカリ	1	19,459	0	14	1	19,473
	感染性廃棄物	34,782	30,997	475	4,157	35,257	35,154
	特定有害廃棄物	187	768	137	159	324	927
	小 計	34,984	66,770	677	33,380	35,661	100,149
合 計	4,509,905	3,235,357	2,507,342	2,366,278	7,017,247	5,601,635	
県内・県外の割合(%)	64.3	57.8	35.7	42.2	100.0	100.0	

(注) 千葉市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	13年度	12年度	13年度	12年度	13年度	12年度	
産業廃棄物	燃 え 殻	28,122	19,008	10,276	1,874	38,398	20,882
	汚 泥	99,492	163,112	24,582	18,870	124,074	181,982
	うち建設汚泥	85,377	92,569	10,471	13,500	95,848	106,069
	廃プラスチック類	59,698	73,398	11,773	22,390	71,471	95,788
	木 く ず	4,347	16,885	0	11,676	4,347	28,561
	動植物性残渣	1,217	1,240	0	0	1,217	1,240
	ゴ ム く ず	1,402	762	795	5	2,197	767
	金 属 く ず	16,394	8,709	3,362	2,889	19,756	11,598
	ガラス・陶磁器くず	38,065	96,951	23,451	45,510	61,516	142,461
	が れ き 類	25,181	136,985	9,703	107,482	34,884	244,467
	鋳 さ い	6,772	3,753	3,444	1,156	10,216	4,909
	ば い じ ん	62,616	58,426	24	23	62,640	58,449
	そ の 他	161	673	3	7	164	680
	小 計	343,467	579,902	87,413	211,881	430,880	791,783
特別管理産業廃棄物(廃石綿)	514	542	3	0	517	542	
合 計	343,981	580,443	87,416	211,881	431,397	792,325	
県内・県外の割合(%)	79.7	73.3	20.3	26.7	100.0	100.0	

(注) 千葉市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況 (15年3月末現在)

種 別	種 類 内 容	排出事業者	処 理 業 者	合 計
中間処理施設	汚 泥 の 脱 水 施 設	297	9( 4)	306
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 ( 機 械 乾 燥 )	9	5( 2)	14
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 ( 天 日 乾 燥 )	2	2( 3)	4
	汚 泥 の 焼 却 施 設	8	18( 0)	26
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	9	7( 9)	16
	廃 油 の 焼 却 施 設	12	14( 2)	26
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	2	4( 6)	6
	廃プラスチック類の破碎施設	0	33( 21)	33
	廃プラスチック類の焼却施設	19	13( 2)	32
	木くず又はがれき類の破碎施設	32	126( 9)	158
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0( 0)	0
	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0( 0)	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2	1( 0)	3
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0( 0)	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	1	0( 0)	1
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0( 0)	0
	木くず等の焼却施設	14	33( 4)	47
	その他の許可対象外施設	0	0(260)	0
	合 計	407	265(322)	672
最終処分場	安 定 型	3	16( 0)	19
	管 理 型	8	9( 0)	17
	遮 断 型	2	0( 0)	2
	合 計	13	25( 0)	38

- (注) 1. 千葉市域内の施設を含む。  
 2. ( ) 内は、廃棄物処理法に規定する許可対象となる規模未満の施設数。  
 3. その他の許可対象外施設とは、廃棄物処理法第15条の許可対象施設以外の産業廃棄物処理施設の数。  
 4. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。